



東京税理士会日本橋支部会報

第120号

平成21年5月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホック人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www1a.biglobe.ne.jp/tzei2hon/>

発行人 支部長 中 島 美 和

編集人 広報部長 浅 見 達 雄

印刷 (株) 税 経



水天宮の桜

広報部

税界放談

2月19日に網走に流水が接岸した。遙か彼方の水平線までパノラマに広がるオホーツク海の流水群は爽快で、氷河とは異なる雄大さがある。

札幌管区気象台発表の網走における流水接岸初日の平均（一九七一年～二〇〇〇年）は2月1日であるから、今年はずいぶん遅い接岸ということになる。

現地ガイドの説明によれば、流水の量は年々減少傾向にあり。今年は平年の6割程度であるようだ。

氷山の崩落、湖の枯渇など地球温暖化現象は着実に地球を蝕んでおり、これらの原因にCO₂の排出が挙げられている。

最近では、「CO₂排出権リリース」や社会貢献型株主優待制度で「カーボンオフセット（CO₂排出権の取得）」の導入などCO₂排出権に関する商品が出現している。

国税庁は、2月24日付で「京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて」の文書照会の回答をしたところであるが、宇宙船地球号を守るためには、地球規模による「CO₂排出税（仮称）」の創設も必要ではなかろうかと思う。

（I生）



確定申告期を終えて

支部長 中島美和

私たち税理士にとって1年で最も多忙で、気の重い時期が終わりました。会員の皆様も無事肩の荷を降ろされたことと拝察いたします。

さて、会員の皆様には、2月初旬から3月16日まで、数々の税務支援事業にご協力いただきありがとうございました。具体的には2月2日から3月16日の30日間にわたる東京国税局神田分室等3か所で行われた「申告案内コールセンター」で、延べ107名の会員の方々に協力いただきました。結果を聞きますと1日一人平均約70件の電話を受けたことになるそうです。大変ハードだったと想像できますが、参加された方々本当にありがとうございました。来年以降も引き続き、国税局からのアウトソーシング事業として行われることと思いますので、会員の皆様のご協力お願い申し上げます。

他にも、2月23日（月）の税理士記念日に、三越百貨店本店地下通路に於いて、日本橋支部の事業として行いました、「税金無料相談」には午前・午後10名の会員にご協力いただきました。また、2月23日（月）～26日（木）の4日間、日本橋公会堂で開催しました、「確定申告無料相談」には、各日2名合計10名の方々に、東京税理士会が開催しました、東京駅動輪広場の「広域還付申告相談」には、2月4日（水）と12日（木）の2日それぞれ4名合計8名の方々に、1月27日（火）と30日（金）には、確定申告無料相談の支部間応援で、それぞれ2名合計4名の方々に日野支部まで出張していただきました。当番制を敷き、税務支援事業への参加を原則としている支部もあるようですが、幸い現在日本橋支部では、希望される会員の方々にご担当いただくだけで間に合っていますが、今後税理士会が

受託するアウトソーシング事業が増加した場合どうなるか分かりません。会員の皆様のご理解ご協力を仰がなければならない事態も考えられますので、よろしくお願いいたします。

さて、平成22年度には50%を目標にされているe-Taxですが、余湖日本橋税務署長さんのご挨拶にもありますように、なんとか順調に推移しているようです。これも偏に会員の皆様のご努力によるところが大きいようです。非公式ではありますが、日本橋署におきましては、税理士の代理送信が飛躍的に増加したという情報があります。とは言え、まだまだ電子政府の確立に向けた目標には隔たりがあるようです。税理士業務（税務代理、税務書類の作成、税務相談）の無償独占を維持するためにも、国の指針実現のために貢献していかなければならないと思いますので、会員皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

e-Taxと同様、今後税理士業務に影響を与えそうなJ-SaaSの運用が本年3月末より始まりました。まだ、会員の皆様には馴染みのうすい言葉かもしれませんが、東京税理士会会報2月号の『時潮』に森東京会情報システム委員会担当常務理事が書かれているように、「中小企業のIT化促進」を目標に、経済産業省が推進する事業で、インターネットを通じ、各ベンダーの会計ソフトを、購入することなく月々安価な利用料でサービスが受けられるというものです。日本橋支部では、いち早く3月24日（火）に支部情報システム委員会主催の「J-SaaSの活用と事務所業務の効率化」の研修会を開催しました。今後も、必要に応じて研修会等開催してまいりますので、ご期待下さい。



e-Taxのご利用のお願い

日本橋税務署長 余湖^{よこ}俊^{しゅん}治^じ

東京税理士会日本橋支部の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

平成20年分の所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告期間が無事終了しました。

これも皆様方による、無料申告相談への取組みのほか、東京駅動輪の広場における広域還付申告センター、申告案内コールセンターへの会員派遣など、多岐にわたる積極的なご支援、ご協力の賜物であり、重ねて御礼申し上げます。

さて、e-Taxにつきましては、皆様方もご承知のとおり、最重要課題として取り組んでいるところでございます。日本橋税務署といたしましても、更なる利用拡大を図るため、会員の皆様方に対し、e-Taxのアンケートを送信し、e-Taxの利用状況の現状を把握させていただき、その回答をもとに、私や各副署長が個々に税理士事務所にお伺いさせていただきました。その甲斐もあって、平成20年分の確定申告におきましては、ご本人の申告及び関与先の申告をe-Taxで送信していただきまして、「所得税」の利用率は東京局で上位に位置するものと手応えを感じております。また、「重点3手続（法人消費税・印紙税・酒税）」のひとつ「法人消費税額4,800万円超」におきましては、東京局においては目標の50%を達成し、日本橋署においてもかなり利用率を伸ばすことができました。

個人を含めた日本橋署における2月末のオンライン利用促進対象手続の利用件数は今年の同時期と比較して2倍強となっており、あらためまして、日本橋支部の会員の皆様方に敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

しかしながら、「法人税」の利用率はまだまだ低調であります。平成22年度にはオンライン利用率を50%までに拡大するという高い目標が掲げられ



e-Taxによる申告指導

ており、これをクリアするためには、「法人税」の利用率を大幅に上げることが最も重要であります。そのためには、納税者の皆様方から依頼を受け、税務手続を行っておられる税理士の皆様方のお力に負うところが大きいと考えております。

是非とも3月決算の法人税及び消費税の申告は、e-Taxによる代理送信をご利用いただきますようお願い申し上げます。

日本橋署といたしましても、e-Taxに係るパソコン等の操作方法を支援するためのサポート隊を整えておりますので積極的にご活用ください。

なお、利便性の観点から、法人税等の申告が集中する5月末の4日間（平成21年5月28日（木）、5月29日（金）、5月30日（土）、6月1日（月））の受付時間が、午前8時30分から午後10時30分と通常期よりも1時間30分受付時間が拡大されることを申し添えたいします。

併せて、税理士の皆様方にもメリットの大きいeLTAXもご利用くださるようお願いいたします。

結びに当たり、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を祈念いたします。

研究
論文相続税の小規模宅地の特例適用は
1カ所に限られるか？

赤坂 光則



1. はじめに

相続税における課税価格の特例に「小規模宅地等の特例」がある（措置法第69条の4第1項）。この特例は遺産の中に事業や居住用に使われていた宅地等がある場合について相続税の課税価格の一定割合を減額するというものである。

この特例に適用される対象宅地が1カ所に限られるのか、または複数の宅地に適用されるのか、という問題が取り上げられており、この問題点について以下論じることとする。

これが事業用宅地等であれば当然複数認められることに疑問がないが、居住用宅地等の場合は1カ所に限られるものか又は複数認められるのかという問題が議論されているのである。

国税当局は従来からこの場合には1カ所に限るという取り扱いをしてきているが、論者はこの見解に以前から大変疑問をもっていた。

そこで最近の裁判事例を引用しながら日頃から考えるところを論じることとする。

2. 裁判事例

去る平成21年2月4日福岡高裁で複数の小規模宅地の適用を認める判決がでた（平成20年（行コ）第27号）。

この事件は佐賀市のAさんの母親が同市内のマンションと同県小城市に住宅を所有、2カ所の宅地面積合計は約145平方メートルであった。母親の死後これらを相続したAさんは、この2つの宅地について、母親が生前両方とも住居として使用していたことおよび面積が200平方メートル以下であることから、相続税の「小規模宅地等の課税価格の特例」（措置法第69条の4第1項）が適用できると判断して相続税の申告を行った。

しかし、佐賀税務署長は佐賀市のマンションについては適用を認めず、相続税の更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分を下した。

Aさんはこれを違法として、申告分を超える部分および過少申告加算税賦課処分の取り消しを求めて争っているものである（現在最高裁に上告中）。

まず福岡の国税不服審判所では、マンションは生活の拠点としての使用は認めないと指摘するとともに、居住用宅地等を複数保有していたとしても、小規模宅地等の特例適用はあくまで正に相続開始直前に現に居住の用に供していた宅地部分に限られると判断して審査請求を棄却した（平成18年6月6日裁決）。

そこでAさんは佐賀地裁に訴訟を起こした。これについて佐賀地裁の神山隆一裁判長は、「相続税と所得税という違いはあるが、所得税の場合には複数の居住用宅地を認めない規定がある（措法施行令20条の3第2項）にもかかわらず、本特例にはそのような制限はされていないことから、解釈として“主として居住の用に供されていた宅地等”に限ることは困難、複数存在することも許容されると解するのが相当」と判断した。国税当局が主張の根拠とする特例の趣旨については「法律の趣旨の一部にすぎない。その趣旨のみから特例に規定されていない“主として”を読み込むこと自体、法律の解釈としては無理がある」としてAさんらの訴えを認め、特例の適用があるべきとしたうえで、当局の処分を取り消した。

これに対して当局は福岡高裁に控訴した。

福岡高裁では、当該マンションについて「被相続人が生活していたとはいえない」と指摘して、2カ所適用は無効となった（平成21年2月4日；平成20年（行コ）第27号）。

福岡高裁の判断によるとこのマンションに被相続人は1カ月のうち、宿泊は1日から多くて3日、立ち寄るだけにとどまった月もあったという被相続人のマンション利用状況から、このマンションを居住していたとする生活スタイルとは至らない、としたものである。

したがって、この判決は片方のマンションでの

居住性に問題があったものであって決して複数の居住用宅地を否定したものではない。

福岡高裁も特例の対象はひとつに限らないとした地裁判断を支持し、「当裁判所も、“主として居住の用に供していた宅地等”に限られないものと判断する。」としている。

この事件は平成21年2月18日にAさんらが上告手続きを踏んだため結論は最高裁判断に委ねられることとなった。

3. 複数の居住用宅地等における適用性の論点

居住用の小規模宅地等の特例に複数認めるか否かの論点を整理すると次のようになる。

- (1) 居住用の小規模宅地等の特例の立法趣旨からの論点（1カ所とする立場）
- (2) 1カ所に限るという規定が置かれていないことからの論点（複数とする立場）である。

- (1) 居住用の小規模宅地等の特例の立法趣旨からの論点（1カ所とする立場）

そもそも居住用の宅地に小規模宅地等の特例が適用される理由は、居住の用に供せられている宅地のうち最小限必要な部分については、相続人等の生活基盤維持のために欠くことのできないものであって、その処分には相当の制約を受けるのが通常であるから、これに通常の相続税の財産評価額を適用するのは実状に沿わないために設けられたものといわれている。こうした趣旨からして居住用の宅地が2カ所以上ある場合には、このうち主として居住の用に供されていた1カ所の宅地に適用する取り扱いになっている、というのが国税当局の見解である。

この見解にも疑問がある。

すなわち、居住の用に供せられている宅地のうち最小限必要な部分については、相続人等の生活基盤維持のために欠くことのできないものであって、その処分には相当の制約を受けるのが通常であるためにこの規定が設けられたことは理解できるが、そのことが「こうした趣旨からして居住用の宅地が2カ所以上ある場合には、このうち主として居住の用に供されていた1カ所の宅地に限る」とする論理には飛躍があると思われる、このことを以って“主として居住用”と

の解釈は到底できない。

- (2) 1カ所に限るという規定が置かれていないことからの論点（複数とする立場）

小規模宅地等の規定のどこにも居住の用に供されている宅地等が1カ所に限るとか、2カ所以上は認めないとかの規定は見当たらない。ちなみに所得税法では租税特別措置法第31条の3の「居住用不動産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」につき租税特別措置法施行令第20条の3第2項において、「居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供していると認められる一の家屋に限るものとする」という規定を設けている。

したがって所得税においてこのように明確な規定を設けている反面、小規模宅地等の規定には、こうした明文規定を持たない以上居住用の1カ所しか認めていないとする取り扱いは違法なものである。

また、特例の前身であった個別通達（昭和50年6月20日発遣）では適用対象が「主として居住の用に供していた宅地をいう」とされていたのに、法制化ではこの“主として”の部分が削除されたという経緯があった。この削除されたことについて国税当局の説明は、「被相続人と生計を一にする当該被相続人の親族が居住の用に供していた宅地についても、本件特例の対象とすることとされたことに伴うもの」で“主として”があると被相続人と生計を一にする当該被相続人の親族のどちらかの居住の用とみなされる恐れがあるためである、という。しかし、税法の必要なところを補うために政省令や通達があるのであり法律に規定がない以上これによって判断するのが当然であろう。

更に相続税法コンメンタールの解説でも“生活の拠点”と説明されており、“生活の本拠”とは説明していない。

4. まとめ

～相続税の小規模宅地の特例適用は1カ所に限るべきではない～

論者は、その著書「一目でわかる 小規模宅地特例100」（税務研究会出版局版）において次の事例をおいて解説している。

<事例>

私達の夫婦は夫がサラリーマンであったため仕事の都合もあり、毎週月曜日から金曜日までは原則として都心のマンションに居住し、週末の土曜日や日曜日、祝祭日を含む会社の休日等は郊外の一戸建て住宅に居住して10年以上になる。この度夫が60歳で死亡したのに伴い、これら居住用不動産はすべて私妻が相続することとなった。

小規模宅地等の特例の適用は、この2カ所の居住用の宅地の両方に適用することができるか。マンションの敷地は持ち分で40平方メートルあり、この路線価格は1平方メートル当たり300万円。郊外の一戸建て住居の宅地は200平方メートルあり、この路線価格は1平方メートル当たり60万円である。

<解説>

そもそも居住用の宅地に小規模宅地等の特例が適用される理由は、居住の用に供せられている宅地のうち最小限必要な部分については、相続人等の生活基盤維持のために欠くことのできないものであって、その処分には相当の制約を受けるのが通常であるから、これに通常の相続税の財産評価額を適用するのは実状に沿わないために設けられたものといわれている。

こうした趣旨からして居住用の宅地が2カ所以上ある場合には、このうち主として居住の用に供されていた1カ所の宅地に適用する取り扱いになっている。このケースの場合どちらの住居を主とした居住にあたるかを区別するのは難しいと思われるますが、日常生活の状況、その家屋への入居目的、その家屋の構造及び設備の状況、他に拠点となり得る家屋の有無その他の事情を総合勘案して判定する必要がある。

なお特定居住用宅地等の適用を受けるためには相続開始日以降に作成された住民票の写しや戸籍の附表の写しの添付が必要です。このことも含めて総合的に判断することになる。

このケースでは次のようにマンション用宅地の評価額と郊外の一戸建て用宅地の評価額が同額のため、どちらが主たる住居となっても特定居住用宅地等の評価減額に変わりがない。

しかし他に小規模宅地等の適用対象宅地等がある場合は適用面積の違いがありますので全体の評

価額が違ってくる。

(1) マンション用地：300万円 × 40㎡ = 1億2,000万円

(2) 一戸建て用地：60万円 × 200㎡ = 1億2,000万円

ここで、ご質問のように2カ所共に小規模宅地等の特例を適用することができないものかについて私見を述べますので参考にされたい。

この小規模宅地等の特例は租税特別措置法第69条の4に規定されており、これに伴って政令、省令そして通達に細かい規定がされている。居住用の宅地等もこの中に規定されているが、その規定のどこにも居住の用に供されている宅地等が1カ所に限るとか、2カ所以上は認めないとかの規定はない。

ちなみに所得税法では居住用不動産の譲渡につき租税特別措置法施行令第20条の3第2項において、居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供していると認められる一の家屋に限るものとする規定が置かれている。

したがって小規模宅地等の適用が、こうした明文規定を持たないまま居住用の1カ所しか認めていない取り扱いをしているのは、この小規模宅地等の特例が創設された当時の趣旨からきた取り扱いと思われる。

二十一世紀の複雑かつ迅速な高度情報化社会において、居住の多様化の必要性からくる生活態様の変化からする時、実体に照らして総合勘案してもどちらが主たる住居であるか判定ができない場合も有る。その場合は納税者の選択によって主たる住居を決めて差し支えないものとする。

・・・と、小規模宅地等の規定の解説書であるがために、以上のように国税当局の取り扱いに準じた解説となっている。

論者としては誠に不本意なものでありこの解説の中にもそのことが窺える。

佐賀地裁とその上級裁たる福岡高裁による「複数の居住用宅地等」が認められた以上、この「複数の居住用宅地等」の適用はもはや確立したものと考えてよいと思っている。

まさに、二十一世紀の複雑かつ迅速な高度情報化社会において、居住の多様化の必要性からくる生活態様の変化からする時、居住用を1カ所に限定することはむしろ居住実態に沿わない場合がある。それが真に生活の拠点として必要不可欠である以上複数の居住用があってもなんら問題ないと考えて

いる。

このように考えるとこの事例の場合はいずれも特定居住用宅地等に該当するので、マンション用

地、一戸建て用地のどちらかの1億2,000万円ではなく、なんと、両方合計の2億4,000万円について適用が受けられることになるわけである。



美しい(?) 思い出

浅利 真樹

今はもう習ってはいませんが、一時期フラメンコを習っておりました。この思い出を書いてみたいと思います。

はじめたきっかけは……

10年ちょっと前です。巷で話題になりはじめ、チラリとテレビで見たときに、それ程足も上げないし、バレエのように細い人が踊っているわけでもないし……出来そうかなあと感じておりました。足を踏み鳴らす動作はストレス解消に、骨粗しょう症対策にもなりそうだし……何しろ長いドレスのような衣装が着られることも魅力でした。やはりドレスを着ることは女性でしたら憧れることではないでしょうか。

教室を探そうかと思っていた時に、長年フラメンコをやっていたら女性の税理士の先生と知り合いになり、通っている教室を紹介していただきました。早速見学に行きその迫力におされながらも、お教室の終わり片づけまで手伝って、自分にも出来そうだと参加しました。

習ってみて……

通って実感したのは自分の記憶力のなさでした。当たり前ですが、文章としてある条文を暗記するのと、見て踊りを覚えるのは全く違います。見て覚える教室でしたので、後から復習しようにも自分の記憶だけが頼りとなりました。この動作の次がこれ……と必死で思い出しながらの復習でした。発表会前はビデオカメラを持っている方にテ

ープを借りたり、録音して音から「こんな動きだったかしら？」などと推測したり……必死で覚えていました。不思議と直前になるとなんとか覚えられるのが、不思議でした。(すぐに忘れるという反動が多々ありましたが。)

発表会では……

やはり踊りを習っている以上このイベントは必ずあります。毎年開催されはしませんでした。直前は特別練習(!)として通常の教室以外の時間で別途全体での練習、小グループわかれての練習がありました。さすがに直前は皆ピリピリした雰囲気になります。当日開演前にきっちり用意をして「記念写真っ」として撮影したのをみると皆笑顔にはなっていますが目が笑っていなかったり。一方で自分を美しく(?) 見せるための用意はワクワクすることでした。舞台用の「こってり」したお化粧をして、通常は使用できないような真っ赤なイヤリング、花の髪飾りで装い、ヒラヒラと飾りのある衣装を着ることetc…終わっての打ち上げではビールが美味しかったこと。

さて今後は……

また「運動不足の解消」のため再開しようかなあとは思っております。結構非日常的な要素が多いので気分転換になるのかなあと、はてさてこの年で再開できるのか。

最後までお読みいただきありがとうございました。

お詫び

とても人様にお見せできるような写真がありませんでした。自分の記憶上での美しい思い出としていたいで、関連写真をご提示できず申し訳ありません。





心に残る足跡

登山 正夫

昨年一月に、同じ標題での原稿依頼を頂いた時には、「私は足跡など何も残しておりませんので」と、ご辞退を申しあげたのですが、本年一月再度依頼をいただきました。

父親は平成五年八十六歳で没し、昨年は母親が九十歳で亡くなりまして丁度一年、兄弟姉妹で両親のこと、我が家のことなどを、それぞれの記憶に留めるだけでなく、各人の思い出を本に作って残そうと、原稿を書き始めていた時でした。

日経新聞には「私の履歴書」という、各界著名人の足跡が連載されていますが、古希を過ぎた我が身の職業会計人としての五十年を振り返って見るのも一興かなと筆を執りました。

今年のNHK大河ドラマ「天地人」の主人公直江兼継は、私の郷里新潟県六日町（現南魚沼市）の我が家の正面西側の坂戸山にあった長尾家（城主は長尾政景でその跡取りが長尾喜平次、後の上杉景勝）の家臣で幼名樋口与六（後に直江家を継ぐ）が出发点です。

私が職業会計人として出発したのは、大学を卒業後間もなく、ビルマ独立運動のバーモウ博士の亡命にも係わった郷里の大先輩の紹介で、新潟県に縁のある著名人が発起人となる㈱企業ドックという、企業診断専門会社に書生として入社したことです。当時は現在の中小企業診断士制度とは違い、中小企業診断員としての登録制度であったと思います。それにしても会社を診断して貰うオーナー社長も殆どなく開店休業状態でした。私はここで我孫子にあった鑄造機械製作会社へ出向き、原価計算システムを作成していましたが、業務の終了後、この診断会社を紹介・依頼してくれた日本橋会計事務所に転職いたしました。

以来、五十年近くをこの事務所で会計・税務の専門家として業務を行う事になります。

大学が商学部であった私は、将来は何か事業経営を行いたいと希望していましたが、中小企業の健全経営とドンブリ勘定を無くするために、先ずはしっかり経理、会計を勉強せよという、父のア

ドバイスで選んだ職業でした。そして二、三年後の事でした。

当時、「飯塚事件」で有名になった鹿沼の飯塚毅先生（TKC創設者）の事務所へ、新入会の吉田敏幸先生等と支援の為に邪魔する機会がありました。

「飯塚事件」は会社決算時に計上した別段賞与を巡る事案で、職員数名が起訴されるという事件でしたが、後年全員が無罪となり、この事件が契機で「賞与引当金」制度が出来たと言われています。飯塚先生の事務所で事件の経緯を聞き、又、事務所の各職員の机の上にあったメモ用紙には、各人毎に全て一連番号が付されていましたが、このメモ用紙も一年間保存という話を聞きビックリした記憶があります。

この飯塚事務所訪問が契機で、企業における取引記録・証憑書類の重要性や業務の職域防衛・運命打開ということを知りました。

事業経営を夢見ていた私も、結婚・子育てを経験する中で、事業経営の夢から転身し、税理士試験を目指すようになり、第二十一回の税理士試験で合格、税理士登録では支部先輩にお世話になり、今日に至りました。

税理士としての今日までに、私は関与先に二件の査察事案を経験しました。最初の事案は、通常の税務調査中に突然国税局の査察に切り替わりましたが、三ヶ月後には脱税事実無しとして所轄署に差し戻され（立件出来ず）、もう一件は事案の内容に私は一切関与事実無しとされ、修正申告についてのみ国税局と対応いたしました。

支部では当時の支部長小松山敬造先生が大学の先輩ということで登録後すぐに野球部に所属し（私は高校時代硬式野球部員）平成三年十月の支部対抗戦での優勝には、恥ずかしながら（出場せず）一員として名を連ねていました。またゴルフ同好会では、支部の取切り杯も二度頂き、楽しい思い出が一杯ですが、なかでも昨年三月に逝去された岡本昭夫先生とは同年生まれで、私が初めて取切り杯優勝をした昭和五十三年四月の習志野カントリでは一緒に廻り、グロスも同じで、普段は彼の方が断然上手でしたが、時の勢いで永久スクラッチを誓い、大分預金を？しました。山を愛した彼には、先輩有志が企画する「歩こう会」でも思い出が沢山あります。

昭和五十二年には、台湾高雄中学出身の支部大先輩の総員145名という母校表敬の大旅行への参加では、台風のお出迎え。お見送りを受けたが、その時、当時中国有数の書家と言われた高雄中学校長先生からいただいた「書」は表装いたしまして、田舎の我が家の床の間に掛けています。

私にとって「足跡」は、自分が残したものでなく多くの人達が私の心に残してくれたものと知りました。今後とも大切にしていきたいと思いません。



税制改正への対応

下地 寛

そろそろ桜の季節となった（注：本稿は3月24日に書いている）。今年は平年よりも1週間ほど早い開花となるそうであるが、時を同じくして、平成21年度税制改正法案も、年度内には可決成立する見込である。

今年の税制改正は、法人税の繰り戻し還付の復活や住宅ローン控除の拡充、また非上場株式の相続税の納税猶予制度の創設など、実務に大きな影響を与えそうな項目がならんでいる。特に非上場株式の相続税の納税猶予制度は、新聞報道等にもたびたび取りあげられたこともあり、クライアントから制度の内容や適用の可否などを質問されることも多く、また逆に事業承継を検討中のクライアントに説明資料を配付して検討を行った。

毎年のこととはいえ、税制改正への対応は非常に神経を使う。制度ごとに適用対象者や適用開始期間が異なるためである。今度の3月決算では、欠損金の繰り戻し還付は期待できるが、中小法人の軽減税率はまだ適用できない。改正項目として併記してあるので、両方適用されそうであるが、実際には同時期に適用開始とはなっていない。また、留保金課税など、廃止になったと思っていると、資本金1億円超の会社にはしっかり適用されるので、注意が必要だ。

思えば私が税理士を志してからまだ10年も経過していないが、税制はめまぐるしく変化している。

私が税理士試験に向けて税制を学んでいる年には、土地建物等の譲渡所得とそれ以外の所得との

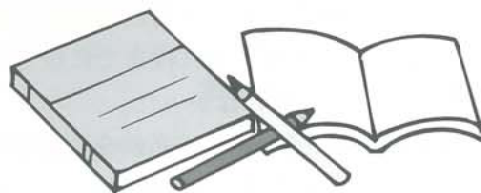
通算が不可になる改正があった。税制改正に関する情報収集などしていなかったため、税法の講師から「今度の税制改正で通算不可となりました。昨日までとは計算方法が変わりますので注意してください。」と伝えられたときは「昨日と今日で計算問題の答えが変わってしまう。自分がやっているのはあくまで机上の試験勉強だが、実際に適用される納税者への影響はすごいだろう」とまだ受験生の身でありながらも強く感じたものである。

また、実務にでたころに強く印象に残っているのが、「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度」の導入である。全クライアントについて、対象の有無や損金不算入額をシミュレーションする必要がある、計算の複雑さもあって大変苦労した。しかも、計算結果をもってクライアントに説明に伺っても、「社長の給与所得控除額が損金不算入となります」などと言われてご納得するクライアントなどいるわけもなく、説明に窮したりもした。

最近では、リース会計への対応にあたり、特に消費税について、処理方法が取得時一括課税仕入になったかと思えば、後になってリース料支払時でも認めるなど何度も変更になり、そのつどクライアントへの説明対応に追われた。

これからも、消費税率引き上げや法人税率引き下げ、事業承継税制のさらなる整備など、社会情勢によって税制はどんどん変化していくであろう。このような状況だからこそ、税理士の役割は大きくなるものと思う。

「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」という税理士法第1条の使命を忘れず、これからもクライアントのため精進していきたい。



随筆

米寿を迎えて

中島重敏

私は大正10年2月6日生まれ。支部には私より年輩の方が3人おられます。

台湾の片田舎、日本人は巡查さんと父、公学校校長の2世帯しか居ない村で4人兄弟の次男として生まれました。

昭和16年12月に勃発した大東亜戦争の影響を受け、同月、日本で初めて実施された3月繰上げ卒業で学業を終え、在学中に乗馬部に所属、楽しい学生生活を送りました。

昭和17年～18年4月浅野物産に勤務、応召で船舶工兵部隊へ入隊、フィリピンのセブ島で初年兵教育を受け、8月には戦線に参加、有名なガダルカナル撤退作戦の一つ北の島コロバンガルの撤退作戦に参戦、九死に一生を得てブーゲンビル島まで引きあげ、孤立、ジャングル生活に入る。

主食は木の芽草の根で、1ヶ月も経たないうちに脂肪蛋白は体中から完全に無くなり、自然と動くものが食べたくなる。手ごろな虫けらはカエル、トカゲ、クモ、ムカデ等でたまにはヘビもある。栄養失調でマラリアにかかると気力を失う、どんなにつらくても棒切れを持って虫けらを手に入れないと身体がもたない。信仰心の厚い者ほど他力本願が強いせい、1週間程眠り続けてなくなっていく。又身体の大い者、運動選手は長持ちしない。同年兵120名中ほんとの戦死者は1割、8割は餓死、1割の11名が生きて帰ったがその全員が小柄であった。現在生きているのは2名である。

昭和20年8月15日戦争が終わって豪州軍の捕虜となり、やっと生きた心地となる。無事日本へ帰還したときの私の体重は37kg、足の裏は水虫でぐちゃぐちゃだった。

佐世保からの帰還列車から見た各都市の壊滅状況を見て驚いた。日本がこれ程までにひどい負け方をしたとは夢にも思わなかった。

私には2人の男の子がいる。名前をつけるときに日本は「美しく平和な邦」になれかしと、長男には「美和」次男には「和邦」と願望をかけた。戦



後の復興はそれをかなえてくれたと思います。

身体が回復するまでと21年から22年まで女学校で教鞭をとった。終戦直前に戦地で少尉に任官していたのでパージに引かかる可能性が強かった。時々米軍の学校査察の際はびくびくものでした。

昭和22年4月体力の回復と友人の誘いで山口を拠点として関西で当時ブローカーと称されていた闇物資の売買で一時羽振りをきかしたがやがて破綻、家内ともども東京へ逃げて来ました。

昭和25年6月より会計事務所に勤務、夜間、中央大学で税理士試験の勉強をして受験、30年2月税理士の資格を取得、3月より開業、今日に至っています。

殆ど毎日45年間水泳で健康を保持しております。終。



ふたたび、
よみがえる、歌声

河原邦文

支部長を退任してはや2年が過ぎようとしています、このごろは趣味のカラオケを楽しんでいますのでカラオケの話題について書いてみます。

日本橋支部では中島重敏歌舞音曲部長のもとに毎月1回カラオケの練習会と10月に「カラオケ発表会」があり私は連続19回出場しています。

昨年の発表会では北島三郎の「ひとすじ」を歌わせてもらいました。



初めの頃は発表会では手に汗をかいて緊張しましたが、回を重ねるごとにステージに立つてもあがらなくなりました。

又、発表会では人様の前で歌うのに何を着ようかと女房と一緒に着るものを搜して歩くのも楽しみの一つになりました。

さあ、今年も20回目の出場を目ざして支部の発表会で何を歌うか選曲中です。

もうひとつのカラオケまつりは、昨年11月に専税協議会で5年ぶりに「なかのZEROホール」で、「税理士カラオケまつり」を開催することになり私が実行委員長として運営をまかされました。

このカラオケまつりは会員の親睦を図る為に企画し、そこで会場をどこにするか、チケットの印刷そして販売をどうするか、出演者の募集、依頼をどうするか、気をもんでいましたが出演者も17名が決まり9月から練習を重ねて当日を迎えることができました。

このまつりは、昭和49年6月に第1回専税まつりを東宝演芸場で開催し、2年ごとに開かれていましたが5年前に中断していたのを復活させることが出来「ふたたび、よみがえる、歌声」をキャッチフレーズにして「税理士カラオケまつり」を開催いたしました。

出演者は、以前、まつりでグランプリを受賞された先生達や今年登録した先生達も出演して戴き、大いに盛り上がる事が出来ました。

これからも、私は健康のためにもカラオケを歌おうと思っています。



ボランティア

岩本忠司

ボランティアとは「大辞林」によれば、

- 自発的にある活動に参加する人
- 社会事業活動に無報酬で参加する人とあります。

居住している自治会の葬儀で出会った民生委員から本人が引越すので民生委員を引き継いで欲しいとの強い要請があり、まあいいかと受諾したのが10年程前でした。



二〇〇八年の上野公園（筆者と孫・妻）

これが運のつきで、活動すればするほどあれこれと要請があり、社会福祉協議会理事・介護認定審査委員・心配事相談委員・政治倫理審査会委員等々現在12の公職を拝命するに至ってしまいました。

年に1~2回の出席で済む会もありますが毎月定例的に行われる行事が5~6個あり、多忙な毎日となっています。特に介護審査は年間14回程ありいろいろな介護状況を見聞きしていますが、健康であることがいかに大切であるかを教えられます。

民間会社勤務時代の26歳の時第16回税理士試験に合格するもずるずると、38年間の会社勤務を終え、早期定年の56歳で業界の仲間入りとなりいろいろお付き合いをさせていただいております。

団塊の世代が定年を迎え、老後の過ごし方が話題になるわけですが、福祉という面からはいかに病気をせず社会貢献ができるかが大きなテーマになっています。

PPC（ピンピンコロリ）の人生を全うするために、家に閉じこもらない・家から一歩踏み出させることの重要性を訴え活動しております。

一日の歩数が3000歩以下だと「鬱病」の始まりといわれています。



ボランティア 毎月開催のお達者くらぶ

税理士という職を持っている我々は生涯仕事と人に接し、完全浪人よりは活性化されているとは思いますが、一人ぼっちの孤独な仕事は病気の元、支部行事にも積極的に参加しガス抜きをすることが必要かと思ひます。

「老老介護」老人が老人の世話をし、介護を受けるべき人が介護をする時代になりつつあります。子育ての終わった主婦も社会貢献の場に登場し、若者に迷惑をかけない人生を目指したいものです。

健康の源として仕事は勿論のこと、いかに外に目を向けた行動をするかがポイントと思ひます。

小職も16年目を迎える透析患者を抱えています。が、病氣しているひまが無いというのが本音です。スポーツを欠かさず、健康に良いといわれる水(電子水)をしっかりと飲料しています。

水(酒類を含む)と豆腐が「健康」と「元気」の源と信じ、日々過ごすこの頃です。

東大寺管長を
お迎えして

佐々木 則司

昨年の八月七日朝、見事な朝焼けを私は奈良で拝ませてもらった。初日の出とは趣をことにする朝のさわやかな風が昨日の酒を醒ましてくれる。ここは東大寺の境内である。

これから東大寺の公式行事「大仏殿お身拭い」に向かうのである。東大寺さんの大掃除は夏の盛りに行われるのである。

朝の五時、二月堂の湯屋で身を清め、白装束に藁草履姿で大掃除に臨むのである。この湯屋は十畳間ほどの浴室に二畳ぐらいの風呂である。ここ

で今日の参加者150名ほどが身を清めるのであるから大変な混雑になることは想像に難しくない。そこで早く出向いて身を清めさせていただく。

七時、いよいよ「大仏殿お身拭い」開始である。東大寺の上野管長が大仏殿に登場。この「お身拭い」に誘っていただいた渡辺先生の計らいで上野管長との至近距離に立つことができた。上野管長の読経の後、全員でお経を唱えるのである。これはかなり感動をする瞬間であった。

その後、一息ついて自分の担当場所へ移動して大掃除の開始である。私の担当は、本堂から離れてのところの「中門」である。「中門」の上からの本堂の眺めは最高なはずである。綺麗な芝生の境内の先に本堂が見える。一般観光客では立つことの出来ないベストポジションである。

さあ～「中門」の上に行ける。うむ!?!。階段が無い。え～!梯子で登るのお?。その先は屋根伝いにロープを手繰って恐る恐る進む。最後は屋根から欄干を超えるという至難の業だった。

やっとのことで欄干の上での大掃除に参加した。土と埃の堆積したものや、ハトのしつこい糞を一生懸命掃除する。どんなにやっても終わりの無いような掃除である。始めて会った他の参加者とも話が弾む。一時間ほど経ったところで修了して、降りていくのだが、登る以上に降りるのは足がすくむ(本当に怖い)。いい年をして心の中では泣きが入っている。

ここで終わりに思っていたら、今度は「中門」の賽銭箱周辺の掃除。ここは埃が多くかなり辛い。途中休憩をいれて三時間ほどの大掃除は修了。

私がこのような体験が出来たのは、日本橋支部の渡辺春樹先生の紹介で、今年の新春講演会に東大寺の上野管長に公演をお願いするため、管長へご挨拶に伺うことになった。

そこで、せっかく東大寺に行くのなら「お身拭い」に参加してみてもということになって貴重な体験ができたのである。

全国で多くの方がこの「お身拭い」に参加したいところの中での150人に選んでいただいたことは本当に感謝すべきことである。東大寺の松田顧問たいへんお世話になりました。

「お身拭い」終了後、上野管長のご自宅へ伺い、公演会講師のお願いを改めて行い、直接了解を得て今回の目的は終了した。

このようなことを経て、今年の新春講演会は世界に誇る東大寺管長をお迎えして開催することができたことはとても光栄なことでした。

上野管長と中島支部長を交えた会話なども記したいところであるが、文字数の都合上省略させていただきます。



上野管長、平城遷都1300年祭を前にお忙しいところ誠にありがとうございました。
皆様2010年はよろしければ奈良へ！



東京マラソン 完走（感想）記

木下 純一

** プロローグ

去る平成21年3月22日、東京の街を走った。東京マラソンである。フルマラソン（42.195km）は、東京都庁前から江東ビックサイトまで、3万人10kmは、東京都庁前から日比谷公園まで5千人が走った。エントリー申込者は、27万人とも言われ、抽選で出走できる人は、7倍の競争率とか云われている。

私も、第一回から申し込みをしているが、今回も一時抽選では、落選したが、再抽選（当選者が期日までに申込金を入金しないと、キャンセルになり、その分再抽選となる。）で当選し、走ることが出来た。

** 私の走歴

いつから走っているのですか？とよく聞かれる。今、振り返ってみると小学生前から、走ることは嫌いではなかった。（速くはなかったが、長い距離を走ることは苦痛でなかった様に思う。）

私の卒業した学校の中学、高校、（中高一貫）で



横を背負っているのが筆者

は、2週間に一度「クロスカントリー」という、13km程の距離を走る授業があり、全校で10番には入る走力がありました。（もっとも、全校で200人程度の少ない学校ですが。）

初マラソンは、今から25年程前のゲームマラソンで、4時間20分で完走した。その後30回以上の大会に参加した。市民マラソンは参加者が多く、思う様に走れないので、制限時間が4時間の大田原（栃木県）の大会に多く参加した。

私のベストタイムは、2000年の埼玉マラソンの3時間20分、同年の4月、20km1時間29分である。

その他、100kmマラソンを2回、117kmを1回、制限時間内で完走している。

** 東京の街を走る

東京の街を走る大会は、東京国際マラソン等のエリートランナーのみが走る大会しかありません。青島都知事の頃は、都庁前から、大井競馬場までのハーフマラソンがありました。（時間は1時間35分程）普段自動車が走っている道を走るのは、ランナーにとって快感です。

ましてや、日本橋支部の有る中央区、浜町東日本橋界隈を走るのは、言葉では言い表わせません。今回の目標タイムは、4時間内。確定申告の最中の練習は思うようにできなかったが、横を作ってそれを背負って楽しく走ろうと考えた。

** マラソン当日

当日朝、8時前に新宿都庁前に行った。3万人の人が一箇所に集まると人、人、人。思うように動けない様な人の群れがあった。

午前9時10分、スタート。私はD地点からのスタート。スタートラインを越えるまで、約4分、その後も思うように走れない状況の中、走り始めた。今回は、10km地点頃に、足の裏に肉刺（マメ）ができ、途中治療をしながらの苦しいもので、ゴー

完走者に渡される記念メダル



ルタイムは、4時間5分44秒でした。東日本橋界限では、知り合いの応援があり励まされて走ることが出来た。痛く、苦しかったけれど満足感のある充実したひと時であった。

** エピローグ

走り終わった時はもう走るの嫌だと思いが、しばらく経つとまた「がんばろう」と思うようになる。

石原都知事の失言

ボランティアに感謝を表明する時「多くの日本人のボランティアが協力してくれている。」

ボランティアは、日本人だけで無いだろう。

幟を背負って走ったことについて、見ず知らずの人から「木下」がんばれ！

「税理士さんですか？ 国税局の者です。」

「同業者、がんばれ」等の声援が掛けられ、幟が向かい風で難儀しましたが、良かったと思っている。

走った翌日は、足が筋肉痛になる。階段を降りる時が特に痛い。その痛みが「好き」私っておかしい？

日本橋支部にも、走ることに興味のある人がいるので、「日本橋支部陸上部」（仮称 同好会）を創設したいと考えている。参加したい人がいたら事務局までご連絡いただきたい。

走れるのは、健康な証拠。無理をしないで、走り続けたい。

各部だより

[総務部]

平成20年12月幹事会より

審議事項

1. 新年賀詞交歓会の件（平成21年1月13日）
2. 日本橋税務署への新年挨拶の件
3. 税理士記念日、無料相談担当者選任の件
4. 平成20年分確定申告期の無料相談、支部間応援の件
5. 税理士記念日、無料相談の区報への掲載の件
6. 八団体合同賀詞交歓会の件
7. 役員忘年会役割分担の件
8. 観劇会の件
9. その他

報告事項

1. 税を考える週間の件
2. 登録調査の件
3. 新入会員業務説明会の件
4. 納税表彰式の件
5. 税理士雑談室の件
6. 日本橋税務署長講演会の件
7. 局、署長と支部長との税務連絡協議会の件
8. 中央都税事務所との税務懇談会の件
9. 署との実務研修会の件

10. 支部、中間監査の件
11. 綱紀監察合同会議の件
12. 日本橋税務懇話会の件
13. その他

平成21年1月幹事会より

審議事項

1. 広域還付申告派遣員決定の件
2. 税理士記念日無料相談日、案内板設置の件
3. コールセンター派遣人員に対する交通費支給の件
4. 平成21年、新年賀詞交歓会会場、日時の件
5. 東京税理士会、東京税政連合同セミナーの件
6. その他

報告事項

1. 税理士雑談室の件
2. 署との定例連絡会の件
3. 登録調査の件
4. 新年賀詞交歓会の件
5. その他

平成21年2月幹事会より

1. 常会開催の件
2. 支部総会資料作成のための日程表作成の件
3. 平成20年度総会・講演会その他スケジュールの件

4. 平成20年確定申告反省会兼慰労会開催の件
5. その他 拡大連絡会の件

報告事項

1. 税理士雑談室の件
2. 八団体合同賀詞交歓会の件
3. 署との実務研修会の件
4. 支部間応援の件
5. 広域還付無料相談の件
6. 東京税理士会、東京税政連合同セミナーの件
7. 登録調査の件
8. 都税事務所個人事業税区域変更の件
9. 4月以降の幹事会日程の件
10. その他

平成21年3月幹事会より

審議事項

1. 平成20年度支部定期総会開催の件
2. 顧問相談役会開催の件
3. 日本橋支部役員選挙、選挙管理委員選任の件
4. 東京税理士会役員選挙、支部投票所立会人選任の件
5. 事務局、環境整備の件
6. 法人会からの電子申告代理送信のお願いの件
7. その他 コールセンター等派遣員の交通費支給の件

報告事項

1. 青色申告会との協議会の件
2. 税理士記念日無料相談の件
3. 確定申告無料相談の件
4. 青色申告会確定申告無料相談の件
5. 国税庁コールセンターの件
6. 登録調査の件
7. 各種無料相談担当者、慰労会の件
8. 税理士雑談室の件
9. 役員選挙、日程の件
10. 認定研修推薦の件
11. その他

[研修部]

研修会の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会》

日 時：平成20年12月2日（火）18：00～20：00
講 師：望月文夫 先生（税理士）
会 場：日本橋支部会議室

テーマ：国際税務 第二回 国際税務の制度と適用
※ 夜間連続研修会

日 時：平成20年12月16日（火）14：00～17：00

講 師：小池正明 先生（税理士）

会 場：銀座ブロッサム ホール

テーマ：「新事業承継制度の導入と実務」

～平成21年度税制改正をふまえて～

※ 第一ブロック合同研修会（第二回）

日 時：平成21年1月9日（金）17：30～19：00

講 師：日本橋支部情報システム委員

会 場：日本橋支部会議室

テーマ：電子申告実践研修会

※ 情報システム委員会との共催

日 時：平成21年1月13日（火）15：30～16：30

講 師：上野道善大僧正 氏（東大寺第219世別当）

会 場：ロイヤルパークホテル

テーマ：新春にあたり、さまざま

※ 支部新年賀詞交歓会 第一部

日 時：平成21年2月3日（火）13：30～16：00

講 師：日本橋税務署 個人課税部門 担当官

資産課税部門 担当官

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：平成20年分確定申告にあたっての留意点

日 時：平成21年2月6日（金）10：30～12：00

講 師：中央都税事務所 担当官

会 場：日本橋支部会議室

テーマ：第一部 地方法人特別税について

第二部 電子申告について（法人）

第三部 電子申告について（事業所税）



日 時：平成21年3月24日（火）10：00～12：00

講 師：矢崎義光 先生（税理士）

会 場：日本橋支部会議室

テーマ：J-SaaSの活用と事務所業務の効率化

※ 情報システム委員会との共催

《今後の予定》

日 時：平成21年4月6日（月）13：45～16：00

講 師：日本橋税務署 法人課税第3部門

総括上席調査官 牛嶋俊明 氏

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：印紙税の基礎と実務事例

日 時：平成21年5月1日（金）18：00～20：00

講 師：望月文夫 先生（税理士）

会 場：日本橋支部会議室

テーマ：国際税務 第三回 国際源泉課税の適用

※ 夜間連続研修会

日 時：平成21年6月22日（月）13：15～14：45

講 師：久保内 統 先生（弁護士）

会 場：ロイヤルパークホテル

テーマ：裁判員制度のこれからと現状（仮題）

日 時：平成21年7月7日（火）13：30～16：30

講 師：望月文夫 先生（税理士）

会 場：綿商会館6階

テーマ：国際税務の総集編と21年度改正のポイント

日 時：平成21年7月27日（月）13：30～16：30

講 師：木村金蔵 先生（税理士）

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：超実務相続対策ノウハウ公開セミナー

相続税対策基本5原則パートⅠ基本編

日 時：平成21年8月5日（水）13：30～16：30

講 師：木村金蔵 先生（税理士）

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：超実務相続対策ノウハウ公開セミナー

相続税対策基本5原則パートⅡ実務編（仮題）

税理士雑談室の結果報告と参加のお願い

《最近実施した税理士雑談室》

日 時：平成20年12月12日（金）17：30～19：30

講 師：参加者5名

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成21年1月23日（金）17：30～19：30

講 師：参加者14名

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成21年2月13日（金）17：30～19：30

講 師：参加者8名

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成21年3月19日（木）17：30～19：30

講 師：参加者9名

会 場：日本橋支部会議室

《税理士雑談室参加のお願い》

毎月第2金曜日（原則）の17：30から支部事務局で開催しています。

税法や税法周辺項目の質問、疑問のある方はご参加いただき、皆で気軽に意見を出し合って話をすすめてみましょう。他会員の質問を聞くこともタメになりますので是非ご参加ください。

[厚生部]

〈野球部〉

野球部の活動状況に関してご報告します。

野球部の活動は、例年、確定申告が終わってから始めていましたが、今年は2月6日に渋谷支部と練習試合を行いました。強豪である渋谷支部に対して、まずまずのゲームができ、幸先の良いスタートとなりました。その後、3月18日に浜町グラウンドで練習行い、3月24日に本所支部、3月28日に日税不動産情報センターと練習試合を行い、4月に行われる支部対抗大会に向けて調整を行いました。

〈春の支部対抗大会〉

3月23日にキャプテン会議が開催され、組み合わせが決まりました。

4月3日に1回戦で玉川支部と対戦することになりました。この試合に勝てば2回戦で品川支部と対戦することになっております。さらに勝ち進んだ場合、4月9日に3回戦、準々決勝、4月17日に準決勝、決勝、3位決定戦が行われます。ここ数年勝ち進んでいませので、今年はぜひ上位を狙いたいと思います。

〈第一ブロックリーグ〉

3月18日にキャプテン会議が行われ、こちらも組み合わせが決まりました。

5月14日に1回戦麻布支部、6月5日に2回戦麴町支部、7月8日に3回戦京橋支部、8月7日に4回戦神田支部、10月8日に5回戦芝支部と対戦します。

第一ブロックリーグは各チームとも力があり、昨年は1勝しかできませんでした。今年は1つでも多く勝ち、楽しいシーズンにしたいと思います。

（櫻井和儀）

〈ゴルフ部〉

第267回 T.N.G.会は、12月19日 若洲ゴルフリンクスにて24名の参加者で開催しました。優勝は、鈴木 毅会員、2位 木下 純一会員、3位及びベスグロ 岩本 忠司会員という結果になりました。

年末にもかかわらず、大勢のご参加ありがとうございました。天候にも恵まれ良い一日となりました。4月には、新年度最初のコンペが開催されます。今年度も新しい参加者が増えますことを願っています。

○成績

優勝	鈴木 毅	G94	N67
2位	木下 純一	G98	N67
3位	岩本 忠司	G83	N70

(ベストグロス賞 アウト40 イン43)

〈囲碁部〉

好例の東京税理士会日本橋支部と京橋支部との親善囲碁大会が1月10日(土)に京橋支部会議室において双方10名の選手が参加して開かれました。

支部対抗となりますとどうしても肩に力が入り、時々間違っ「待った」が口から出かかるのをぐっところえて熱戦が繰り上げられました。結果は日本橋支部17勝対京橋支部13勝で日本橋支部が四連覇を達成しました。しかし、京橋支部の岩根三段は90才の高齢にもかかわらず、三戦三勝。終わったあとの反省会で盛大な拍手が送られました。

3月27日(金)、春季支部囲碁大会が当支部会議室で開催されました。参加希望者は11名でしたので、元日本橋支部深川三郎先生に友情参加してもらい、総勢12名をA、B二組にわけて、各人4回戦を行いました。試合時間は1時間以内としましたが、高段者は長考の連続、なかには「はて、誰の番かいな」ということもあり、反省会は1時間もおくれしてしまうという熱戦。結果は、次のとおりです。

A 組			B 組		
優 勝	坂元 左 六段		深本三郎 二段		
準優勝	大久保速雄 五段		榊 邦弘 五段		
一 位	原口義弘 四段		小池政幸 三段		

各人の段位づけは優勝をした人を昇段することとしていたため、対外的には、かさ上げの状態となっていますので、この次からは、高段者は2段、中段者は1段下げることとしました。

4月以降の日程は、4/10プロ指導、5/15、6/26は月例会となっていますので、是非ご参加下さい。

〈歌舞音曲部〉

毎月人形町あさひクラブで月例会を開催しております。10月18日の発表会以後の開催及び出席者数は次のとおりです。

313回	11月11日(火)	10名
314回	12月 9日(火)	9名
315回	21年 1月20日(火)	10名
316回	2月10日(火)	18名
317回	3月18日(水)	7名

参加ご希望の方は事務局へご連絡下さい。

(部長 中島重敏)

〈テニス部〉

12月15日、忘年会を兼ねて練習会を開催しました。いつも通り、2時間みっちり松岡コーチの厳しい指導のもと汗をかきました。前半はストロークとボレーを中心とした基本練習、後半は実践的なミニゲームを行いました。練習の後のビールをおいしく飲む為か、いつも以上に熱の入った練習となりました。練習の後は、いつもの居酒屋へ、そしてカラオケと楽しい忘年会となりました。

年明けは1月9日に京橋支部との合同練習会が予定されておりましたが、あいにくの雨のため中止となりました。

2月3日は今年最初の練習会です。今年こそ上達飛躍の年にと松岡コーチの指導も熱が入ります。前半は基本に忠実な練習を行い、後半は実践的なミニゲームを行い、2ポイントずつ交代するアップテンポな練習を行いました。

3月27日は京橋支部との合同練習会を行いました。日本橋からの参加者は少なかったものの、レベルの高い練習で充実した練習会となりました。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで楽しく練習会を行っています。練習内容はプロの松岡コーチ指導のもと初心者からベテランまでレベルにあった練習が出来ます。そして練習後の飲み会も和気あいあい。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は支部事務局までご連絡下さい。

—今後の大会予定—

春季大会：5月8日(金) 予備日：22日(金)

秋季大会：10月14日(水) 予備日：27日(火)

支部対抗戦：11月17日(火) 予備日：20日(金)

[組織部]

21年3月30日

本会における標準支部規則及び標準支部役員選挙規則の一部改正に平仄を併せる趣旨から日本橋支部においても支部規則及び支部役員選挙規則の一部改正に向けて準備を開始しました。

[綱紀監察部]

以下の活動を行いました。

1. 東京税理士会綱紀監察合同会議

日 時 平成20年12月5日

場 所 東京税理士会館

出席者 会長、本部役員、全支部の支部長と担当者

東京国税局より税理士監理官、総務課長補佐、税理士専門官、各税務署の総務課長補佐

山川会長、田中専務理事、中山税理士監理官の挨拶、各部報告に続き、山本東京国税局総務課長補佐より監察事案に関する対応策として、税理士法に関する職場研修の実施、確定申告期における対応、税理士会との情報交換などを行い、また税理士の非行に対する対応策としては、未然防止に力をいれて早めに違反であることを認識させるとともに、悪質者には厳しく対応していく方針であり、平成20年3月31日に税理士および税理士法人に対する懲戒処分等の考え方が財務大臣名で国税庁のホームページに公表され、処分者は氏名、生年月日、登録番号、住所、処分内容なども公開されるようになった等の報告がありました。

その後税理士専門官から具体的事案で、税理士資格のない従業員に業務を任せて41条の2（使用人等に対する監督義務）違反、無資格者の作成した申告書に署名押印して37条（名義貸し、信用失墜行為の禁止）違反などの説明があり、各支部からは、にせ税理士防止PRおよび取締方法、他士業または団体等のにせ税理士行為への対応、長期療養会員等への対応、税理士証票の更新等、品位保持の徹底などについての提言が行われました。

2. 税理士証票、バッジ等の所持確認

日 時 平成21年2月2日

場 所 日本橋支部事務局

今回は平成18年度から20年度までを1サイクルとして行った最終年度で、一昨年、昨年に確認が済んでいない税理士122名、税理士法人4件のうち、それぞれ48名、2件の確認を行いました。

[税務支援対策部]

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成20年実施日	会 場	担当税理士
11月12日（水）	法人会事務局	結城 昌史
11月26日（水）	〃	山崎 健
12月10日（水）	〃	東埜 優
平成21年実施日	会 場	担当税理士
1月14日（水）	法人会事務局	皆平 弘一
1月28日（水）	〃	渡辺 春樹
2月25日（水）	〃	岩本 忠司
3月11日（水）	〃	岩川由美子
3月25日（水）	〃	村田 裕

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成20年実施日	会 場	担当税理士
11月11日（火）	中小企業相談センター	後久 亮
12月2日（火）	〃	佐野 典子
平成21年実施日	会 場	担当税理士
1月6日（火）	中小企業相談センター	猪股 正明
1月27日（火）	〃	村田 裕
2月27日（火）	〃	石田 俊也
3月10日（火）	〃	結城 昌史

《小規模事業者税務相談・記帳指導》

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成21年実施日	会 場	担当税理士
1月28日（水）	中央区京橋プラザ	財津 良子
2月18日（水）	〃	後久 亮
2月19日（木）	〃	岩川由美子
2月20日（金）	〃	皆平 弘一
2月25日（水）	〃	渡辺 春樹

《青色決算説明会・消費税説明会》

○日本橋税務署からの依頼分

平成20年実施日 会 場 担当税理士
 12月4日(木) 日本橋税務署6F 若狭 茂雄
 12月5日(金) " "

担当税理士
 赤坂 光則
 佐野 典子
 林 孝子

《決算及び確定申告説明会》

平成21年実施日 会 場 担当税理士
 1月19日(月) 日本橋青色申告会 星野光一郎
 1月20日(火) " 福岡 敏郎

《確定申告無料相談、日野支部への応援》

○東京税理士会からの依頼分

平成21年実施日 会 場 担当税理士
 1月27日(火) 多摩市役所西会議室 佐藤 嘉光
 " 中沢 勇
 1月30日(金) 多摩市役所西会議室 木下 純一
 " 高山 秀三

《広域還付申告相談》

○東京税理士会からの依頼分

平成21年実施日 会 場 担当税理士
 2月4日(水) 東京駅動輪の広場 岩田 浩一
 " 財津 良子
 " 中村 佳子
 " 若狭 茂雄
 2月12日(木) 東京駅動輪の広場 小林 拓未
 " 木下 純一
 " 三ヶ尻忠敬
 " 余西 克巳

《確定申告無料相談》

○東京税理士会(日本橋税務署から)の依頼分

平成21年実施日 会 場 担当税理士
 2月23日(月) 日本橋公会堂 高山 秀三
 " 佐野 典子
 2月24日(火) 日本橋公会堂 花山 三郎
 " 後久 亮
 2月25日(水) 日本橋公会堂 蟻坂 欣一
 " 村田 裕
 2月26日(木) 日本橋公会堂 渡辺 春樹
 " 岩本 忠司

○日本橋青色申告会からの依頼分

平成21年実施日 会 場 担当税理士
 3月3日(火) 日本橋青色申告会事務局 蟻坂 欣一
 3月4日(水) " 木下 純一

上記の他、

○日本橋税務署からの依頼分

新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下記の先生方をお願い致しました。

〔法対策委員会〕

2月10日、「東京税理士会法対策委員会、東京税政連合同セミナー(新宿住友ホール)」が開催され9名が出席した。

テーマ「中小企業のための金融・役立つ税制～先生の顧問先は大丈夫? 難局を乗り切る資金繰り対策」

〔情報システム委員会〕

情報システム委員会活動報告は次のとおりです。

《最近実施した研修》

1. 電子申告実践研修会

日 時:平成21年1月9日(金)
 午後5時30分～7時00分
 講 師:情報システム委員会、委員
 会 場:日本橋支部会議室
 参加者:32名

2. J-SaaSの活用と事務所業務の効率化

日 時:平成21年3月24日(火)
 午前10時00分～12時00分
 講 師:税理士 矢崎 義光氏

会 場:日本橋支部会議室
 参加者:23名

《委員会活動》

平成21年1月20日(火)東京税理士会館において行われた会員研修会「税理士と電子申告」で、支部J-SaaS普及のため基礎知識やシステムの概要について、5名の委員が研修を受けました。



網紀監察シリーズ

それって違反? <5>

どんなに親しい人からの頼みでも

名義貸しは……… N G

安易な行為が大きな代償を払う結果になります。

(税理士法第37条)

中央都税事務所からのお知らせ

4月からeLTAXを利用して、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税の電子納税ができます

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）※1について、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した電子申告等の受付を行っています。

4月から、eLTAXを利用した電子納税も可能になります。対象税目は、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税です。この電子納税を利用することで、Pay-easy（ペイジー）※2を通じて、インターネットバンキング※3、ATM等で納付できるようになります。詳しくは、主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）をご覧ください。所管都税事務所の徴収管理係までお問い合わせください。

※1 23区内の固定資産税（償却資産）については、電子納税ができませんので、ご注意ください。

※2 領収証は発行されませんので、必要な場合は従来どおり納付書により金融機関等の窓口で納付してください。

※3 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングを利用する場合は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。

都税で利用可能なサービス	事業所税 (23区内)	電子申告	電子申請・届出	電子納税 new
		・納付申告 ・免税点以下申告 ・事業所用家屋貸付等申告 など	・事業所等新設・廃止 ・減免申請（4月から開始） ・みなし共同事業に関する明細（4月から開始）	・本税の納付 ・延滞金の納付 ・加算金の納付
都税で利用可能なサービス	法人事業税 法人都民税 地方法人特別税	電子申告	電子申請・届出	電子納税 new
		・予定申告 ・中間申告 ・確定申告 ・修正申告 ・清算確定申告など	・法人設立・設置届出 ・異動届出 ・法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出 ・申告書の提出期限の延長の承認申請	・本税の納付 ・延滞金の納付 ・加算金の納付 ・見込納付

利用手続きについてのお問い合わせ

eLTAX のホームページをご覧ください。サポートデスクまでお問い合わせください。

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

クリック

サポートデスク ☎0570-081459（IP 電話・PHS から：☎03-5339-6701）

※ 午前8時30分から午後8時00分まで（土日祝・年末年始を除く）

申告内容や審査、納税についてのお問い合わせ

[電子申告、電子申請・届出] 所管都税事務所の各税目担当係

[電子納税] 所管都税事務所の徴収管理係



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

平成21年5月に行う中間（予定）申告から地方法人特別税の申告が必要です

地方法人特別税は、平成20年10月1日以後開始する事業年度の申告から適用されます。

（例）事業年度が1年の法人で、9月末が決算期の法人の場合、平成21年5月に行う中間（予定）

申告から、地方法人特別税の申告が必要になります。

中間仮決算	地方法人特別税の記載欄が追加された新しい 中間・確定申告書により申告
予定申告 (初年度の 経過措置)	・法人事業税の予定申告額 ・前事業年度の法人事業税額の3.3/12を申告 ・地方法人特別税の予定申告額 ・前事業年度の法人事業税額の2.7/12を申告



【お問合せ先】 中央都税事務所 03-3553-2151

支部会員異動のお知らせ

平成20年12月1日～
平成21年3月31日

12月1日 山口 高志	〒103-0001 日本橋小伝馬町6-11 KL日本橋ビル5階 電話 6206-2024	3月25日 伊藤晋之介	電話 5299-6181 〒103-0022 日本橋室町1-7-1 スルガビル7階 AGS税理士法人 電話 6803-6720
12月17日 河近 芳昭	〒103-0025 日本橋茅場町2-2-11 三協ビル 電話 6666-5101	3月25日 西島 聡	同 上
12月17日 宮坂 未歩	〒103-0025 日本橋茅場町2-2-2 ラポール茅場町三恵ビル203 電話 5614-6175	3月25日 小山 栄一	〒103-0023 日本橋本町4-5-13 YKビル2階
12月17日 山口 佳彦	同 上	3月25日 松丸 ゆき	〒103-0013 日本橋人形町2-30-4-502号 電話 3665-0013
12月17日 石川 裕子	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858	〈転入〉 12月4日 大倉 晟生	〒103-0025 日本橋茅場町2-3-6 宗和税理士法人 電話 3669-8085
1月16日 長橋 和路	〒103-0027 日本橋2-15-9 ニューTNビル6階 税理士法人日本橋会計 電話 6202-9246	12月11日 藤田 裕二	〒103-0022 日本橋室町3-2-9 駒井ビル8階 電話 6225-2301
2月19日 阿部 海輔	〒103-0007 日本橋浜町2-25-2 チャンピオンタワー3階 明治通り税理士法人 電話 6423-7765	12月15日 町井 徹	〒103-0027 日本橋2-15-9 ニューTNビル6F 税理士法人日本橋会計 電話 6202-9171
2月19日 高橋 克幸	同 上	12月17日 岩田泰多香	〒103-0027 日本橋1-2-10 東洋ビル3階 電話 3214-0105
2月19日 荒木 秀典	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858	12月18日 山本 良一	〒103-0027 日本橋3-9-12 第6中央ビル5階 電話 6214-0800
2月19日 遠山 伴恵	〒103-0027 日本橋3-1-16 共同ビル3階 小峰浩一税理士事務所 電話 5255-3275	12月18日 渡辺 康孝	〒103-0022 日本橋室町1-9-1 日本橋室町ビル8階 相澤博税理士事務所 電話 5200-7531
3月25日 池田 奈央	〒103-0028 八重洲1-7-20 八重洲口会館6階 税理士法人東京総合会計	12月26日 坂本 幸隆	〒103-0022 日本橋室町3-1-10

田中ビル4階
電話 3270-0055
1月8日 千秋愼太郎 〒103-0025
日本橋茅場町2-4-10
大成ビル5階
電話 3808-0651
1月16日 川手 典子 〒103-0024
日本橋小舟町12-3
姫井日本橋ビル3階
税理士法人グラシア
電話 3669-3591
1月16日 堤 健佐久 同上
1月16日 仁科 健治 同上
1月22日 蟹江 乾道 〒103-0022
日本橋室町1-8-28階
電話 3270-3091
3月5日 松坂 芳恵 〒103-0014
日本橋蛸殻町1-24-7-305
電話 090-4613-1779

〈法人入会〉
12月15日 税理士法人日本橋会計 〒103-0027
日本橋2-15-9 TNビル6階
電話 6202-9246
12月16日 AGS税理士法人 〒103-0022
日本橋室町1-7-1 スルガビル7階
電話 6803-6720
1月15日 税理士法人エーピーエス 〒103-0012
日本橋堀留町2-3-8 田源ビル4階
電話 5643-2775
1月16日 税理士法人グラシア 〒103-0024
日本橋小舟町12-3 姫井日本橋ビル3階
電話電話 3669-3591

〈事務所住所変更〉
井出 光昭 〒103-0025
日本橋茅場町2-17-6 いづみハイツ704
今井 伸吾 〒103-0011
日本橋大伝馬町12-17
月村マンションNO.30204号室
岩澤 尚也 〒103-0024

ちょっとひとこと

新春早々、顧問先の仕事の関係でアラブ首長国連邦を代表する首長国ドバイを訪れる機会があった。

リーマンショックを引き金とした世界経済恐慌発生直後のことでもあり、これに伴う中近東第一の国際ビジネス国家の動向に大変興味を持ち勇んで出かけた。「中東のベニス」・「アラビアの真珠」更には「不動産バブル」等の幾多の形容詞で表されるこの国家は、本当におとぎの国であり、すぐ近くでイスラエルによるガザ攻撃が行われているなど到底信じられないような平和で美しい国であった。

しかしながら、よく見るとあちらこちらに不動産バブルの崩壊による残骸が見受けられ、つい昨日までの栄華が夢のような現実も直視できた。

ドバイは「税金のない国」・「医療・教育の全無料」国家であり、人口140万人のうちドバイ人は20万人就労人口の98%強が公務員である。

このような国家がこの世界にあったのかと羨望と驚きとともに、本当にこれでいいのかという素朴な疑問も湧いてきた。

特に、税も無く公共福祉の恩恵も十分過ぎるほどあり、更に生活の保証もある…。

バブル崩壊後のこの国家の行方が、人様のことではあるが貧乏性の小生にとっては非常に心配になってきた。

“税”は無い方がいいということは、100人に聞けば100人ともそのとおりというに違いないと思うが“税”そのものは社会共同生活を行っていく上での共通経費（一種の会費的なもの）という理念の下で育った小生にとっては“税”無くば国民の国家への忠誠心・愛国心、更には国民相互間の連帯意識はどうなるのだろうか、つまらない事を考えてしまった。

人はある程度の痛みがあってこそ問題意識を持ち、その改善のためより努力をしていくのではないだろうか。

いづれにしても、わが国においては、税負担を含めた税制改革論議が唱えられて久しいが、改めて“税”というものの難しさを痛感させられた。（安藤 克巳）

日本橋小舟町4-8 第一南川ビル5階
電話 3661-5031
高橋 勝彦 同上
大久保速雄 〒103-0013
日本橋人形町2-2-8 グレース5ビル5階

高梨由香里 “
平井 敬士 “
山根 深 “
依田 貴志 “
高尾 政利 税理士法人グラシア
松村 正一 “

〈事務所名称変更〉

秋元 佳樹	AGS税理士法人
麻生 尚紀	“
井上 和久	“
井上 智博	“
梅田 大作	“
大槻 達也	“
岡田 辰憲	“
亀割 正明	“
軒澤 力	“
工藤 健寿	“
栗原 佳子	“
桑田 光章	“
小林 知之	“
五味 紀恵	“
椎名 伸行	“
塩田 誠朗	“
下地 寛	“
鈴木 寛	“
田所 謙一	“
田村 雅幸	“
富永裕美子	“
長生 秀幸	“
中川 利海	“
中村 桂	“
中村 宏	“
西谷内貴之	“
長谷川裕二	“
原 達矢	“
廣渡 嘉秀	“
古田 十	“
前田 努	“
水口 喜恵	“
三井亜希子	“
山崎 想夫	“
和田 博行	“
浅野淳一郎	税理士法人エーピーエス
今井 淳司	“
梅田 一博	“
梅田 文江	“
大畑 智宏	“
粥川 照夫	“
北村 真一	“

〈転 出〉

吉井 谷子 武蔵府中支部へ
小林 達夫 中野支部へ
朱 尚洋 京橋支部へ
星 由紀 “
葛西 敏雄 小石川支部へ
田村 淳 神田支部へ
田原 久和 上野支部へ
仁科 健治 目黒支部へ
土屋 和男 武蔵府中支部へ

〈退 会〉

小林 進 業務廃止
高村 耕平 東京地方会へ
尾崎 和朗 “
山口 春子 業務廃止
町田 健一 業務廃止

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

櫻井己津男 昭和4年1月23日生 79歳
平成20年12月13日 死亡

編集後記

“にほんばし” 第120号をお送りいたしました。

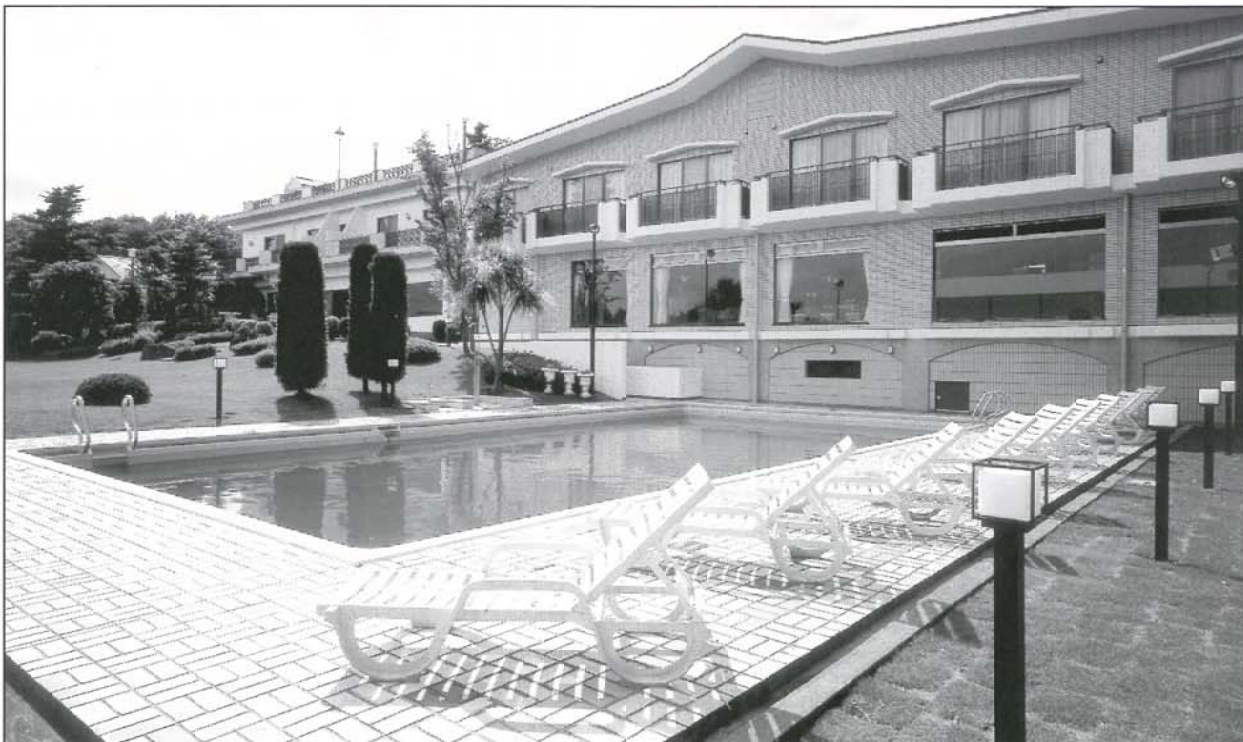
桜の満開の時期になりました。今年は、開花宣言が出されてから気温があまり上がらず寒い日が続き心配されましたが、入学式等に合わせたように一斉に咲き揃いました。

さて、わたくし達現メンバーでの発行はこれが最終号となりました。今まで会員皆様からいただきました多くさんの原稿大変ありがとうございました。我々広報部にいただきましたご指導ご鞭撻大変ありがとうございました。この場をおかりしまして広報部一同感謝お礼申し上げます。次号からは新しいメンバーでお送りすることとなりますが、私くしたちと同様ご支援程宜しくお願い申し上げます。

第121号 締め切り 平成21年7月10日

発行予定 同 年8月中旬

編集委員 浅見達雄 笠倉純二 石橋國朗
安藤克巳 土屋胖穂



直営保養所「伊豆高原倶楽部」

とうぜいけんぽ 加入のお薦め

東税健保組合は健全財政のもと、各種事業を積極的に展開して、
多くの加入者に喜ばれています。



《特長》

1. 独自の付加給付

法律で定められた保険給付のほかに、プラスαの一部負担還元金、家族療養付加金等があります。

2. 政管健保より安い保険料

3. 保健事業の積極展開

成人病や婦人健診などの各種健康管理事業を始め、各種の体育教室やレクリエーション事業、保養所など健康の保持増進のための事業を積極的に実施しています。

東京税務会計事務所健康保険組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-12-11(東税健保会館) TEL.03(3232)5541(代表) FAX.03(3232)5547
<http://www.touzeikenpo.or.jp>

東京商工会議所の

無担保・無保証人融資（マル経融資）のご案内

～ 先生ご自身・顧問先事業所様の事業資金にご活用下さい！ ～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で（保証協会の保証も不要）商工会議所の推薦に基づき融資される国（日本政策金融公庫）の融資制度です。

＜融資対象となる方＞

- 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主の方
（パート・アルバイト、法人企業の役員・家族従業員等は除きます）
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方 など

〈ご用意いただく書類〉

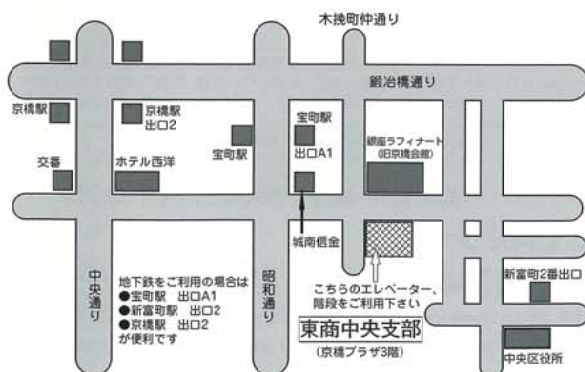
- 個人事業主の方
 - ・前年・前々年の青(白)色決算書および確定申告書(控)
 - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
 - ・(設備資金をお申込みの場合)見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
 - ・前期・前々期の青(白)色決算書および確定申告書(控)
 - ・(決算後6か月以上経過の場合)最近の試算表
 - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
 - ・商業登記簿謄本
 - ・(設備資金をお申込みの場合)見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。
※必要に応じて追加資料をお願いする場合もございます。

融資の条件

融資の条件

資金使途	運転資金 設備資金
融資限度	1,000万円
返済期間	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
担保 保証人	不要 (保証協会の保証も不要です)
利率	年2.10% (平成21年4月10日現在)



【お問い合わせ・お申し込み】

東京商工会議所 中央支部

〒104-0061

中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F

TEL 3538-1811 FAX 3538-1815

強いつながりのために。
そして、関与先との
気持ちにゆとり。
時間にゆとり、
顧問料の集金



税理士協同組合の報酬自動支払制度

税理士報酬専門の口座振替による自動集金システムです。
e-NET (オンライン型)とPOST (郵送型)の2つの方式から選べます。

税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス

TEL 0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



税理士とその関与先のために

NICHIZEI GROUP

日税グループからの
お知らせです。

医療の進歩に対応した
アフラックの
いちばん新しい

「がん保険」誕生!

全税共会員の皆様は
「集団取扱」で
保険料が割安!

生きる気持ちに、本気で応える
**アフラックの
がん保険**
新登場

■トータルケアプラン300S・200S・140S

- 安心1 がんと診断後の一時金に加えて、
2年目から5年目までの4年間※
ライフサポート年金でしっかり応援! (※生存されている場合)
- 安心2 がんの通院治療は充実の日額1万円保障!
- 安心3 多様化する先進医療にも対応!
先進医療の種類によって、所定の限度額を上限に実費を
給付金としてお支払いし、さらに一時金の保障もあります。
- 安心4 訪問面談・専門医紹介 新登場!
このサービス(プレミアサポート)は、株式会社法研が提供するサービスです。

★詳しくは、パンフレットをご覧ください。

引受保険会社/アフラック 首都圏総合支社 TEL.03-3344-1580
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル19階 AF012-2006-0114 5月15日

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

TEL 03-3340-5533

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



税理士界ひとすじの
実績と信頼で、
不動産案件に守秘・誠実対応!

売却・購入

相続

不動産M&A

広大地評価

鑑定評価

有効利用

不動産のことなら
なんでも
ご相談ください。



税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



■全国税理士共栄会
正会員(税理士)、
準会員(関与先など)の皆さまへ

団体長期
所得補償

VIP大型総合保障制度

団体長期障害所得補償保険

あなたが病気やケガで働けなくなった時、収入を維持していくための保険です。しかも、1~2年の短期補償ではなく最長70歳まで毎月保険金をお支払いする超長期補償です。

◎保険料は団体割引30%(全税共のスケールメリット)適用。

■税理士協同組合

組合員の先生・事務所勤務の皆さま 専用

集団扱 自動車保険・火災保険

◎年払: 一般でのご契約より保険料が5%割引となります。

(集団扱一括払による割引)

集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにお問い合わせください。

引受保険会社/株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第二部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-4034 SJ08-01823 (2006.6.5)

お問い合わせ先 ■全税共・税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

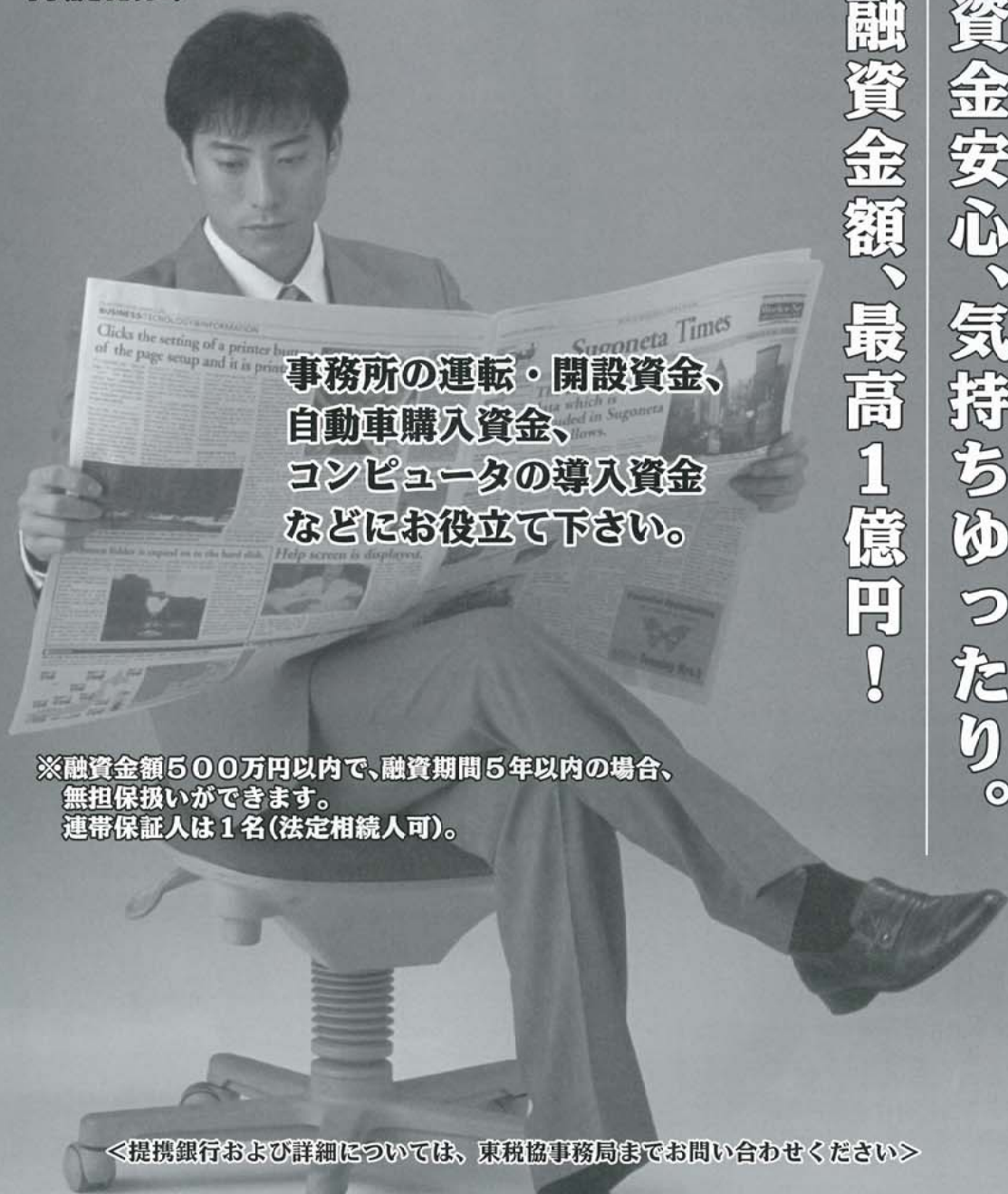
〒163-0709 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング9階



とうぜいきょう

事業ローン

幹旋融資



事務所の運転・開設資金、
自動車購入資金、
コンピュータの導入資金
などにお役立て下さい。

資金安心、気持ちゆったり。
融資金額、最高1億円！

※融資金額500万円以内で、融資期間5年以内の場合、
無担保扱いができます。
連帯保証人は1名(法定相続人可)。

<提携銀行および詳細については、東税協事務局までお問い合わせください>

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL 03(5363)2011(代)

新年賀詞交歓会

▶ 新年の挨拶をする支部長



新春講演の上野道善別当



演題
「新春にあたり、七五七ま」
講師 華政記念会 第二代会長 上野道善
東京税理士会 日本橋支部



◀ 新年の挨拶をする余湖署長



確定申告無料相談会



三越前会場における無料相談



▶ 激励に来られた余湖署長

▼ 日本橋公会堂における無料相談



◀ 各種相談会参加者の慰労会